

酒々井町長への手紙
(令和7年6月受付、回答)

火入れに関する条例について

酒々井町火入れに関する条例（昭和59年12月25日条例第19号）では次のように定められています。

（火入れの中止）

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

<問い合わせ等>

1 条例の文中にある異常乾燥注意報は、1988年(昭和63年)4月1日から乾燥注意報に変わっています。確認してください。条例は昭和63年に改正されずに現在まで続いています。誰も疑問に思わず、どこからも指摘等されずにいるのだと思います。

2 (あえて)誤りを見て見ぬふりはできないので(酒々井町民ではありませんが)意見します。

3 強風注意報、乾燥注意報は気象庁(銚子地方气象台)が発表します。発令はしません。火災警報は町長が発令します。条例の表記はこのままで良いのでしょうか。

4 「火入れに関する条例」が上記のような表記(異常乾燥注意報のまま)になっているのは酒々井町だけではありません。千葉県の19市14町1村の「火入れに関する条例」等には存在しない「異常乾燥注意報」が文中にあります。なぜこのような状況であるのか知る術はありませんが、見過ごすことのできないことだと(私は)思います。残念です。

5 情報を共有していただけたらと思います。

■回答

酒々井町火入れ条例の条文誤りにつきまして、貴重なご指摘をいただきましてありがとうございます。

●●様から、いただきました手紙の内容を確認させていただきましたところ、

条例文の「異常乾燥注意報」について、ご指摘のとおり古い表現であり、適切ではありませんでした。

つきましては、「乾燥注意報」に表現を改めるよう手続きを進めてまいります。

今後も適正な事務処理に一層努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

担当課《経済環境課》